

全ト協発第456号(環)

令和7年12月15日

各都道府県トラック協会会長 殿

公益社団法人 全日本トラック協会

会 長 寺 岡 洋 一

(公 印 省 略)

降積雪期における輸送の安全確保の徹底について

平素は当協会の業務運営に種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今般、国土交通省物流・自動車局長より別添のとおり「降積雪期における輸送の安全確保の徹底について」通達が発出されました。

つきましては、これから本格的な降積雪期を迎える中、輸送の安全確保等に遺漏のないよう、貴協会におかれましても本趣旨をご理解のうえ、傘下の会員事業者に対する周知徹底及び事故防止に努めていただきますようお願い致します。

また、当協会ホームページに「雪道対策について」のコーナーを設け、雪道対策や道路情報のリンクを掲載しておりますので、これらの情報も活用いただくよう、併せてご案内ください。

◆全ト協ホームページ > 会員の皆様へ > 安全対策 > 雪道対策特設ページについて

<https://jta.or.jp/member/anzen/snow.html>

(本件に関する問い合わせ先)

公益社団法人 全日本トラック協会 交通・環境部

電話：03-3354-1045 FAX：03-3354-1019

国 自 安 第 124 号
令 和 7 年 12 月 4 日

公益社団法人 全日本トラック協会会長 殿

国土交通省物流・自動車局長
(公印省略)

降積雪期における輸送の安全確保の徹底について

輸送の安全確保については、機会あるごとに注意喚起してきたところですが、依然として毎年雪による自動車事故等が発生しております。

このような状況を踏まえ、今般、中央防災会議会長（内閣総理大臣）より、「降積雪期における防災態勢の強化等について」（令和7年12月2日付中防災第22号）が発出されました。

これから本格的な降積雪期を迎える中、輸送の安全確保等に遺漏のないよう、次の事項について貴会傘下会員に対し周知徹底を行い、事故の防止に努めるようお願いします。

なお、冬用タイヤ未装着等により事業用自動車が立ち往生した場合、運送事業者に対する監査を行い、輸送の安全を確保するための措置が不十分を判断されれば、行政処分対象となることを申し添えます。

【バス、タクシー、トラック等共通】

- (1) 気象情報（大雪や雪崩、暴風雪等に関する警報・注意報を含む。）や道路における降雪状況等を適時に把握し、以下の対策を講ずることにより、輸送の安全確保に万全を期すこと。
 - ① 災害発生時の社内における連絡体制を改めて確認すること。
 - ② 気象予報や路面の状況、降雪状況等を勘案しつつ、冬用タイヤの装着、チェーンの携行及び早めの装着を徹底すること。
 - ③ 冬用タイヤの溝の深さがタイヤ製作者の推奨する使用限度を超えていないことを日常点検時に確認すること。
 - ④ 点呼時等において、運行経路の道路情報や、気象情報に基づき、乗務員に適切な指示を行うこと。
 - ⑤ 積雪・凍結時における要注意箇所の把握に努めること。
 - ⑥ 気象状況が急変し、安全運行が確保できないおそれがある場合は、運行の中止等の指示を行うとともに、バスの運休、タクシーの配車の休止、宅配便の集配荷の休止など、サービスの停止に係る情報については、ホームページ等を通じて利用者に分かりやすく情報提供すること。
 - ⑦ 乗務員に対して、スリップの要因となる急発進、急加速、急制動、急ハンドルを行わないよう指導するとともに、道路状況、気象状況に応じた安全速度の遵守、車間距離の確保について指導を徹底すること。
- (2) 大型車の車両脱輪事故を防止するため、スタッドレスタイヤへの交換時等に、ホイール・ボルトの誤組防止、ワッシャ付きホイール・ナットの点検、清掃や各部位への潤滑剤の塗布、締付トルクの管理、タイヤ脱着作業後の増し締め等を確実に行うこと。

【バス】

- (1) 乗務員に対して、高齢者、障害者等要配慮者の乗客に留意し、他の乗客の理解を得て優先席等の使用を促すとともに、特に車内事故の発生原因となる発車時及び停車時の離着席及び車内移動について注意喚起するよう指導することにより、降積雪期における高齢者や障害者等要配慮者の車内での転倒事故防止に努めること。
- (2) 鉄道輸送が困難な場合のバスによる代替輸送等緊急時の輸送対策に万全を期すこと。

【バスターミナル】

- (1) 気象情報（大雪や暴風雪等に関する警報・注意報を含む）や施設内における降雪状況を適時に把握し、施設内の除雪等を安全かつ適切に行うこと。

- (2) 除雪体制並びに万一の災害時の情報の連絡体制について再確認の徹底を図ること。また、関係機関との情報の連絡体制についても再確認を図ること。

【自動車道】

- (1) 気象情報（大雪や雪崩、暴風雪等に関する警報・注意報を含む。）や道路における降雪状況を適時に把握し、道路の除雪等を安全かつ適切に行うこと。
- (2) 各出先機関や委託業者も含め、除雪体制並びに万一の災害時の情報の連絡体制及び復旧体制について、再確認及び徹底を図ること。また、関係機関との情報の連絡体制についても再確認を図ること。
- (3) 雪崩等の危険箇所の状況について、専門家の協力を得るなどにより点検を行うとともに、危険防止のため必要と認めるときは直ちに通行規制の措置を執るなど、迅速かつ適切に対応すること。
- (4) 降雪や雪崩等により道路の交通障害や災害が発生した場合は、関係機関等との連携を図り、迅速な復旧を図るよう対応すること。また、特に豪雪時においては、関係機関が連携して情報共有を図る情報連絡本部を設置するなど、安定した道路交通の確保に向けた、より緊密な連携体制を確保するとともに、道路利用者等に対する適時適切な情報提供に努めること。